

学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施要領（令和2年4月9日付け 2農乳協発第8号制定）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。加えて、令和2年4月<u>17</u>日に改訂された「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知）の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）<u>及び令和2年5月1日に発出された「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」（令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「5月1日通知」という。）</u>を踏まえ、地域の感染状況に応じて一部の地域では、<u>引き続き</u>休校措置等がとられている。これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じることにより、酪農乳業への影響が生じているところである。</p> <p>このため、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）は、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号。以下「要綱」という。）別添3の第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。加えて、令和2年4月<u>1</u>日に改訂された「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知）の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、地域の感染状況に応じて一部の地域では、休校措置等がとられている。これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じることにより、酪農乳業への影響が生じているところである。</p> <p>このため、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）は、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号。以下「要綱」という。）別添3の第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）</p>

改正後	現 行
<p>の補助を受けて、学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、これにより全国的な配乳調整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>協会は、要請又はガイドライン及び5月1日通知を踏まえた休校措置等に伴い学校給食用牛乳の供給停止等がされる前に製造された学校給食用牛乳について、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）がやむを得ず廃棄物として処理するために必要な経費を補助する。</p> <p>第2～第7 〔略〕</p>	<p>の補助を受けて、学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、これにより全国的な配乳調整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>協会は、要請又はガイドラインを踏まえた休校措置等に伴い学校給食用牛乳の供給停止等がされる前に製造された学校給食用牛乳について、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）がやむを得ず廃棄物として処理するために必要な経費を補助する。</p> <p>第2～第7 〔略〕</p>

改正後	現 行
別 表〔略〕 別紙様式第1号～別紙様式第5号〔略〕	別 表〔略〕 別紙様式第1号～別紙様式第5号〔略〕

附 則（令和2年8月20日付け 2農乳協発第58号）
この要領の改正は、令和2年8月20日から施行する。